解散公告（第一回）

当社は、平成十七年九月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

東京都足立区青井一丁目一八番一二号

情報デザイン株式会社

清算人　喜多　謙次

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十一年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

石川県白山市河内町口直海イ一五番地

清算法人三ヶ用水土地改良区

清算人代表　福田　紀夫

解散公告（第一回）

当法人は平成二十一年五月十六日開催の定期総会の決議により平成二十一年六月二十六日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

沼津市三枚橋字鐘突免六七二の二

社団法人沼津市立沼津高等学校後援会

清算人　飯田総一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月十七日に目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

栃木県那須烏山市藤田一九九〇番地

財団法人南那須自然休養村協会

清算人　石川　英雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年四月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

大阪市東住吉区鷹合二丁目一一番二三号

社団法人近畿編物協会

代表清算人　久保田榮美子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年四月一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

大分市牧一丁目一番二五号

医療法人牧羊会

清算人　笠置　恭宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年一月二十六日開催の理事会の決議と福島県教育委員会の許可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年六月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

福島県郡山市開成三丁目一番三八号

財団法人福島県民芸会館

清算人　高橋　甚一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年五月二十八日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

新潟県新発田市御幸町四丁目七番一九号

西新発田駅前土地区画整理組合

代表清算人　布施　健次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月十五日名古屋地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

愛知県瀬戸市岩屋町六七番地

宝珠寺

清算人　近藤　光明

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年六月三十日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

大阪府泉南郡田尻町大字嘉祥寺三七五番地

田尻町土地開発公社

清算人　西村　嘉一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年六月二十九日広島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

広島県広島市南区霞一丁目三番九三号

中国管区警察学校消費生活協同組合

代表清算人　岡村　輝範

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十年九月五日開催の通常総会の決議により平成二十一年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

山口県山口市駅通り二丁目九番一五号

社団法人山口県公共嘱託登記司法書士協会

清算人　阿部　次男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年七月二十七日

大分県臼杵市野津町野津市三三〇番地の六

特定非営利活動法人のつ吉四六

代表清算人　竹尾憲一郎

第三十四期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	四、八九三
固定資産	二、〇八二
資産合計	六、九七六
負債及び純資産の部	
流動負債	一、一四七
固定負債	五六八
退職給付引当金	五六八
負債合計	一、七一五
株主資本	五、二六〇
資本金	二二〇
利益剰余金	五、〇四〇
利益準備金	五五
その他利益剰余金	四、九八五
（うち当期純利益）	（六八六）
純資産合計	五、二六〇
負債・純資産合計	六、九七六

平成二十一年七月二十七日

福井県あわら市花乃杜二丁目一〇番二八号

株式会社金津村田製作所

代表取締役社長　成田　孝夫

第十七期決算公告

平成二十一年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	九、〇七三
固定資産	二一、四五二
資産合計	三〇、五二六
負債及び純資産の部	
流動負債	三、七二九
固定負債	五、二九九
退職給付引当金	一、二〇九
その他	四、〇八九
負債合計	九、〇二八
株主資本	二一、四九七
資本金	四八〇
利益剰余金	二一、〇一七
その他利益剰余金	二一、〇一七
（うち当期純利益）	（一、九五四）
純資産合計	二一、四九七
負債・純資産合計	三〇、五二六

平成二十一年七月二十七日

岡山県瀬戸内市邑久町福元七七番地

株式会社岡山村田製作所

代表取締役社長　定塚　皓